**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十七頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

狭山日高1ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十八頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

厚木ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十八頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷3ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年七月二十一日付官報の号外第一五七号一二三頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

大阪ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を、四十五億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03511-m9gke/

平成二十九年十月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　デネブ特定目的会社

取締役　寺戸　拓

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は発行済優先出資四十五億八千九百万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年十一月二十一日までに当社にご提出ください。

平成二十九年十月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　デネブ特定目的会社

取締役　寺戸　拓

**訂正公告**

平成二十九年六月三十日（号外第一四一号）掲載の第十七期決算公告（枠組）中、「資本準備金　―　264,905」とあるは「資本準備金　474　その他資本剰余金　264,431」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年十月二十日

千葉市花見川区幕張町三丁目七七二七番地一

エイジスマーチャンダイジングサービス

株式会社　代表取締役社長　仁田　善郎

**取消公告**

平成二十九年八月十七日（号外第一七八号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十九年十月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号

一般社団法人ソニック

代表理事　松澤　和浩

**取消公告**

平成二十九年八月十七日（号外第一七八号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十九年十月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号

合同会社ソニック

代表社員　一般社団法人ソニック

職務執行者　松澤　和浩

## 正　誤

平成二十九年六月十五日（号外第百二十七号）公布国土交通省令第三十八号（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五ページ改正後欄終りから一五行目の次に次を加える。

（指定の効力の停止）

**第四条の二**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十三条の規定に違反したとき。

二・三　（略）

五ページ改正前欄終りから一五行目の次に次を加える。

（指定の効力の停止）

**第四条の二**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十二条の規定に違反したとき。

二・三　（略）

八ページ及び一一ページの三行目「次の表により」の後に「改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め」を加える。

八ページ改正後欄終りから五行目の次に次を加える。

（指定の効力の停止）

**第十一条**　国土交通大臣は、申請者が第十五条の規定に違反したと認めるときは、期間を定めて指定特定装置の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定装置について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一一ページ改正後欄終りから五行目の次に次を加える。

（指定の効力の停止）

**第十一条**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十五条の規定に違反したとき。

二　（略）

一一ページ改正前欄終りから五行目の次に次を加える。

（指定の効力の停止）

**第十一条**　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十四条の規定に違反したとき。

二　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十日付第二二九号一
五月三十一日付参会第二八
二八ページ●同日付政府調達第一九九号五六ページ●
号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）